

方針声明

当社は、労働者の人権を擁護するため、以下の方針を表明します。

(1) 児童労働の禁止

国内法令のよって定められている最低年齢に満たない児童を就労させません。

(2) 強制労働の禁止

個人の意思に反して労働を強制することを禁止します。

(3) 雇用及び職業による差別の撤廃

労働者の公正かつ公平な待遇を支援するとともに差別や嫌がらせを撤廃します。

(4) 結社の自由及び団体交渉権の尊重

労使間で円滑な意思疎通を図り、結社の自由及び団体交渉権の権利を尊重します。

令和7年4月14日
大和紙料株式会社
高槻事業部
塩瀬康夫